

スウィートポップコーン 規約

第1条（名称） この会は「スウィートポップコーン」という。

第2条（所在地） この会は、代表者宅に事務局を置く。

第3条（会員） この会の会員は、山口県内に在住する知的障がい者・児と、その家族とする。

第4条（目的） この会は、知的障がい者・児が、障害者福祉の現状や充実を、ダンスを通じて社会に発信することを目的とし、より豊かな日々の暮らしを送れる工夫や、支援の在り方を学んだり、行事や講演会を通じて地域社会に理解を広げていく活動を行うこととする。

第5条（事業） この会は、前条の目的を達成する為に必要な事業を行う。

- ① ダンスを通じて社会参加を実現する。
- ② 会員相互の交流会、講習会の開催
- ③ 行政機関、専門家、教育機関に対する協力の要請
- ④ 情報を発信する為のチラシ
- ⑤ その他、目的達成の為、必要な事業

第6条（機関の設置） この会は次の期間を置く。

- 1、総会
- 2、役員会

第7条（総会） 総会は、全会員により構成し、年1回開催し、最高議決機関とする。

また、必要に応じて、臨時総会を開くことができる。会議の議事は会員の3分の2以上で決定する。

第8条（役員会） 次の事に関して、必要に応じて行う。

- 1、予算、決算等に関する事項。
- 2、役員任期などに関する事項。
- 3、運営に関する事項。
- 4、その他、会長が必要と認める事項。

第9条（役員） この会に次の役員をおく。

代表 1名・副代表 2名・会計 1名・事務長 1名・監査 1名・運営委員
若干名

役員は総会で選任。任期は3年とし、再任は妨げない。

第10条（役員の役務）この会の役員の役務は、次のとおりとする。

- 1、代表は、会務を統括する。
- 2、副代表は、代表を補佐し、代表の代理を行う。
- 3、会計は、会運営に必要な現金の出納の管理を行う。
- 4、事務長は、代表、副代表を補佐し、助言を行う。
- 5、監査は、会計の管理を行う。
- 6、運営委員は、活動に必要なことを行う。

第11条（会費）この会の会費は、事業をする為に生じる経費をその都度徴収する。

会費は返金しない。

第12条（会計）この会の会計は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

総会において収支決算報告と会計監査報告をする。

第13条（会計期間）会計年度は、10月1日より、翌年9月31日までの1年間とする。

第14条（設立年月日）この会の設立年月日は、平成23年10月1日とする。

（附則）

この会の規約は、平成23年10月1日より実施

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

山口県山口市小郡下郷 1073-6

代 表 国 本 拓 也